土田地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月	
鲁 岡市	大井	土田	平成29年12月	令和4年12月	

集落(地域)が目指す姿

(1) スローガン

特色ある(たい肥を取り入れた)農業又地産地消を促進し地域活性化を図る

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

※地域の消費農産物の集約と生産物の整理と生産技術の獲得及び育成を行う

※経営方針として、農地の集約を行い参加農家による合理化を行う

※その他、消費販売の人的育成と消費者のニーズを把握した農産物の生産を行う

今後、集落(地域)として取り組もうとする内容(該当部分に〇印を記入「複数記入可」)

① 他集落との連携		② 新規就農促進・後継者育成		③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	0	⑤ 営農組織の設立・法人化	0	⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他(生産品目の明確化)	0

取組内容

④農業資材等を共同購入する ⑤圃場整備までに農家組合組織の見直しをする ⑨農家組合での生産品目と消費者の要望品目を把握する

(3) 産地づくり計画

① 現 状(令和4年度)

作目	生産面積	生産額	備	考
	ha	上注识	I/H3	_
• 水稲	10	9,000,000		
• 黒毛和牛肉牛	250頭			
•				
	野 菜]			
• 販売用野菜	2	6,000,000		
• 自家用野菜	1	_		
• 保全管理	0.86	-		
•				
•	13.86			

2 = 標(令和8年度)

<u> </u>	10 1/2/			
作目	生産面積	生産額	備	考
IF G	ha	工/主员	Æ)
[_				
• 水稲	10	9,000,000		
• 黒毛和牛肉牛	285頭			
•				
[]	茅 菜]			
• 販売用野菜	2	8,000,000		
• 自家用野菜	1	-		
• 保全管理	0.86	-		
•				
•	13.86			
瓜女 ぬ た 辛 会 せ フ L	- 本心悪な エ	アドチャ 首をっ	1	

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5~10年後を記載する。 以下の目標年度についても同様とする。

③ 地域の特産物づくりの取組方針

	· 品 目	稲・肉牛・一般野菜類等									
・ 普及方法 営農組合を中心とした営農活動											
	• 販売戦略	当区は市街地にあるため、地産地消及びJAによる販売を行うと共に消費地への販路を開発する。									

(4)	将来の農地利用のる	あり方

農家組合で計画的に活用する

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

農家組合を活用して農地流動化を図る

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

耕作放棄地が発生しないよう農地維持に努める

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容							
4年度	営農継続	農家組合で営農を継続する							
5年度	5年度 営農継続 農家組合で営農を継続する								
6年度	営農継続	農家組合で営農を継続する							
7年度	営農継続	農家組合で営農を継続する							
8年度	営農継続	農家組合で営農を継続する							

2 集落(地域)の農業構造

- (1) 農業就業状況(担い手別)

		項目	農業者数	~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~	組織数	任意組織	農業法人
集	落(:	地域)の全体数	25			3	6	9	3	4	3	1	2
		認定農業者 (法認定)									2		2
	中心級	認定新規 就農者											
ф	経営体	集落営農 組織 * 1									1	1	
中核的担い		基本構想 水準到達者											
手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2											
	4	心経営体計									3	1	2
	ф;	核的担い手計									3	1	2

- *1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハ に定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)
- *2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

② 計 画 (令和8年度)

_	•		100 10										1
		項目	農業者数				0.11			0.5.	組織数		dth VIV.
				~34才	~44才	~54才	~64才	~74才	~84才	85才~		任意組織	農業法人
集	落(対	地域)の全体数				5	6	6	4	1	3	1	2
		認定農業者 (法認定)									2		2
	中心終	認定新規 就農者											
中	経営体	集落営農 組織 * 1									1	1	
中核的担		基本構想 水準到達者											
い手	その	市 町 村認定農業者 (地域認定)											
	他	その他の中心 となる経営体 *2											
	4	心経営体計									3	1	2
	中	核的担い手計		+1-+ 7 /2 /2			0 1 1 1 0 8				3	1	2

^{*1・・・}農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織(以下「担い手経営安定法」という。)

^{*2・・・}その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担, い, 手	経営者・代	構成員	後継者	現状[令和	04年度]	計画[令科	和8年度]	農地中 間管理 機構か	取組内容		活用が見込 まれる施策	
725 II	(氏名) (集落名)	表者の年齢	(従業員)	の有無	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (h a、頭数 等)	らの借 入希望 の有無		年度	まれる施策	
					黒毛和牛肉牛	250頭	黒毛和牛肉牛	285頭		①新規就農		①農業次世代人材投資資金	
					水稲	52.6a	水稲	60a		②低コスト化		②スーパーL	
	Α									③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
認農法	7	才	솓	,					無	④法人化		④農業経営法人化等支援	
										⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業	
										6		⑥農企業者育成事業	
	(土田)									7		7	
										①新規就農		①農業次世代人材投資資金	
										②低コスト化		②スーパーL	
	В									③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
集		才	25 원	,					無	④法人化		④農業経営法人化等支援	
										⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業	
										6		⑥農企業者育成事業	
	(土田)									7		7	
							漬物用野菜	1.3ha		①新規就農		①農業次世代人材投資資金	
										②低コスト化		②スーパーL	
	С									③複合化		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
認農法	0	才	솓	,						④法人化		④農業経営法人化等支援	
										⑤6次産業化		⑤新集落営農総合対策事業	
										6		⑥農企業者育成事業	
	(土田)									7		7	
										①新規就農		①農業次世代人材投資資金	
			_							②低コスト化		②スーパーL	
										- 		③強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
		才	1	盙	場整備が	元	は、個人の	担い手を	検討す	る予定		④農業経営法人化等支援	
										<u> </u>		⑤新集落営農総合対策事業	
										6		⑥農企業者育成事業	
	(集落)									7		7	
	ŕ	Y営規模計(ha	a)			52.6a		1.9ha					

経営規模計(ha) 52.6a 1.9ha 1.9ha ※ 1:「属性」欄には、個人の認定農業者(法認定)は「認農」、法人の認定農業者(法認定)は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農」、法人の市町村認定農業者(地域認定)は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。
※ 2:「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

- ■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い行木辰地の山ひ子となる台と辰地											
近い将来農地の出し手となる農業	年齢	現状[令和3年度]				利用しなくなる。農地面積	うち農地中間管理機構へ の貸付け希望の有無		- 備考 (今後の役割等)		
者(氏名)		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	(ha)	農地面積 (ha)	貸付等時期	()Kojkuj4)		
	才					-					
	才					4					
						1					
	才										
						-					
経営規模	等計(ha)			mp +							

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

C - F ID											
経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考								

別紙:近い将来農地の出し手となる者の農地(任意記載事項)

	令和8年度までに貸付等が予定されている農地									
番号	耕地地番	地目	貸付等の	区分別面積	(a)	貸付等の 予定年度	農地中間管理 機構への貸付 を予定	備	考	
			売渡面積	貸付	作業委託	予 正年度	を予定			
1		田	23.50							
2		田	23.50							
3		田	8.00							
4		田	1.55							
5		田	3.53							
6		田	6.61							
7		田	22.38							
8		田	11.01							
9		田	14.67							
10		田	13.75							
	合計		128.50							

※1:備考欄には、必要に応じて将来連携する中核的担い手の氏名を記入すること。 ※2:農業会員・農地利用最適化推進会員が農地の負付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化 交付金の成果実績払いの対象とする場合には、地番、面積を記載することが必要となるため。 (4) 地域における担い手の確保状況

(担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない 担い手は十分確保されている /

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(令和4年度)

耕地面積									中核的担い手 への地域内の			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地		集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地	
								0,52ha	0.52ha			
								4.0%	4.0%			
13.00		13.00						うち、中 心経営体	0.52ha			
								心経営体の面積	4.0%			

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(令和8年度)

耕地面積									_				
新地面領 (ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	樹園地		
								1.9ha	1.9ha				
								14.6%	14.6%				
13.00		13.00						うち、中	1.9ha				
								心経営体 の面積	14.6%				

^{*}中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a 地区	内の耕地面積	13.00 ha				
b アン	ケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	13.00 ha				
c 地區	c 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計					
i	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計					
i	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計					
d 地區	区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.38 ha				
e 地區	e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計					
(備考)						

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。 ※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を 把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

農地中間管理事業は使わずに、各自で農家組合と相談し、農地の契約をする。

[※] 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定している が、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

2	隹莈	(抽1寸)	営農推進体制
.)	* ~		

(1) 農地利用調整の組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	農家組合で対応

(2) 農作業受託などの作業調整組織

• 現	状	個人対応
• 計	画	農家組合で対応

(3) 農業用施設管理体制(農道、水路、ポンプなど)

• 現	状	組合農家で対応
• 計	田	農家組合と土田環境保全協議会で対応

^{※ (1)~(3)}に関する組織図を添付してください。

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 (機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など)

事業主体	取組内容	必要な機械・施設	実施事業		実施年度				
尹未土仲	מי שו אז פ	见安/战域"。1000	大心争未	4	5	6	7	8	
		調製施設等	集落営農			0	0	0	
土田農家組合	受託営農組織の強化	コンバインの購入					0		
		乾燥機・籾摺りの導入					0		
	農業用倉庫	農業施設	営農施設					0	
土田農家組合		水道他						0	
	畜産施設	牛舎増築			0	0			
А									

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。